

# 令和5年12月教育委員会定例会 議事録

日時 令和5年12月14日（木）

場所 県庁行政棟7階「教育委員会室」

令和5年12月教育委員会定例会 議事録

開催日時	令和5年12月14日（木） 15時00分
開催場所	長崎県庁行政棟 教育委員会室
出席委員	廣田委員、森委員、伊東委員、嶋崎委員、芹野委員
出席職員	狩野教育次長、桑宮教育次長、山崎教育環境整備課長、高稲教職員課長、岡野義務教育課長、谷口義務教育課人事管理監、田川高校教育課長、植松高校教育課人事管理監、加藤生涯学習課長、岩尾学芸文化課長、松山体育保健課長、永田体育保健課体育指導監
開 会	<p>（廣田委員）</p> <p>それではただ今から、12月定例会を開会いたします。</p> <p>まず、本日の議事録署名委員を私から指名をさせていただきます。議事録署名委員は、芹野委員、嶋崎委員の両委員にお願いいたします。</p> <p>次に、11月定例会及び11月臨時会の議事録は、各委員に送付されておりますが、承認してよろしいでしょうか。</p> <p>「異議なし」と呼ぶ者あり</p>
前回会議録承認	<p>（廣田委員）</p> <p>ありがとうございます。ご異議ないようですから、前回の議事録は承認することにいたします。それでは各委員ご署名をお願いいたします。</p> <p>本日提案されている議題のうち、冊子2及び冊子3につきましては、教育委員会の会議の非公開に関する運用規程により、非公開として協議を行いたいと思っておりますが、御異議ございませんか。</p> <p>「異議なし」と呼ぶ者あり</p>
報告事項（1）	<p>（廣田委員）</p> <p>御異議ないようですので、そのように進めていきます。それでは「定例教育委員会冊子1」について審議いたします。報告事項（1）について説明願います。</p> <p>（犬塚教育政策課長）</p>

<p>質 疑</p>	<p>当日差し替え報告事項（１）の１ページをお開きください。「１．改定の理由」ですが、文部科学省から令和５年１２月５日付けの初等中等教育局長通知「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律を踏まえた懲戒処分基準等の状況調査を踏まえた留意事項等について」が新たに示されました。この通知につきましては、１－１１ページ以降に参考資料として添付しております。</p> <p>続きまして１－１４ページをお開きください。児童生徒性暴力等のページに８つ丸で示されております。こちらの下から２つ目に「法第２条第３項第５号に掲げる行為は、児童生徒等に対する悪質なセクシュアル・ハラスメント等が含まれると考えられること。」途中省略いたしまして、「また『悪質性』の判断に当たり行為態様として悪質なものであっても執拗に繰り返した場合にのみ、又は『児童生徒が精神疾患に罹患した場合』にのみ該当することとするといった、法の趣旨を超えた限定的な要件を定めることは適切ではないこと。」との記載がございます。同通知を受けまして、本県基準の規定について再検討しましたところ、現行基準の標準例では、繰り返し、あるいは悪質な態様の性的な言動を行った教職員に対する処分量定の最高位が停職となっており、参考３として１－１５ページに資料を添付しております、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の第４条第４項に規定する「教育職員等による児童生徒性暴力等が懲戒免職の事由となり得る行為である」という法の趣旨を踏まえていない箇所がありましたので、速やかに改定すべきと判断し、必要な改定を行ったというところでございます。</p> <p>資料１－１ページにお戻りください。「２．改定した内容」でございます。表が不鮮明で恐縮でございますが、性的な言動を繰り返した教職員または悪質な態様の性的な言動を行った教職員について、標準例として免職を追加しております。「３．施行日」は１２月１２日となっております。以上、教職員の懲戒処分基準の改定の説明を終わります。</p> <p>（廣田委員）</p> <p>ただいまの報告に対して、ご質問、ご意見等はございませんか。</p> <p>これは今年の１２月５日に新たな通知が出て、それに基づいて今までの本県のものを見直してみたら該当していたということですが、このことはそれ以前には気づかなかったのでしょうか、この通知を受けた後に気づいたということでしょうか。</p> <p>（犬塚教育政策課長）</p>
------------	--

はい。そのとおりでございます。

(廣田委員)

何か質問ありませんか。この通知を読む限り免職に当たるような気がします。1－7ページに児童生徒以外のハラスメントのことが出ていますよね。そこに精神疾患に罹患させた教職員が出た場合は免職に該当するということが書いてありますが、この表を見ていくと児童生徒だけではなく、大人に対しても同様に、身体的な苦痛を与えた場合も免職に該当するのではないかと思います。その点については、どう考えますか。

(犬塚教育政策課長)

委員のご指摘のとおり、精神疾患に当たらずとも精神的あるいは身体的な苦痛を与えるという場合につきましてはその重さと言いますか、対応が極めて悪質ということであれば、こういう規定になってはおりますけれども、免職処分を行うことができるという基準になっております。なおこの1－6ページから先ほどの1－7ページを(2)一般服務関係と記載してはおりますが、こちらは国の人事院の基準を参考にし、そのまま使わせていただいているところになっておりまして、国とこちらは書きぶりが同じになっております。今回改正を行いましたところにつきましては、1－4ページからの部分である「5標準例」の(1)児童生徒等に対する非違行為関係ということでございまして、こちらは児童生徒に対する部分でございまして、人事院の方は一般行政の方を中心作っておりますのでこの部分について記載の必要はございません。これは私どもが学校現場を所管するということからこちらの方をつけておりまして、そこについて今回見直しをするということでございます。ただ、国に同じような規定がある部分については国に準じた基準としております。一方ご指摘のとおり、より悪質な対応であるという部分につきましては、この基準からさらに一つ重い免職ということをするのも十分あり得るということでの運用になっております。説明は以上でございます。

(廣田委員)

ありがとうございました

(芹野委員)

内容については特に意見はありません。少し教えていただきたいのは、この免職という言葉自体には、教員免許の資格停止もセットなの

か、それから退職手当の支給についてもセットになるのかどうか。その区分について教えてください。

(犬塚教育政策課長)

免職というのは地公法で言う懲戒処分の中の免職ということですので、職員の職を奪うという意味での免職になります。一方免許につきましては、懲戒免職ということになれば免許自体が失効し、使えなくなるという理解でございます。合わせて退職手当の話でございますが、退職手当については懲戒免職になった職員については原則不支給でございますけれども、その内容等を考えまして一部を支給することができるという規定にはなっております。ただ、原則は不支給ということで運用しております。

(廣田委員)

報告事項(2)

他にご意見ございませんか。その他ご質問等がなければ、続いて報告事項(2)について説明をお願いいたします。

(谷口義務教育課人事管理監)

定例教育委員会冊子1、12ページの報告事項(2)「令和6年度公立小・中学校管理職員選考試験の結果について」をご覧ください。10月2日から10月30日にかけて、第2次試験となる面接試験を実施しましたので、その結果について報告いたします。それでは、選考結果を説明いたしますので、別紙配布資料「令和6年度長崎県公立小・中学校管理職員選考試験データ(二次試験)」をご覧ください。突合にあたりましては、廣田教育委員様の御協力をいただきまして、無事に終了することができました。ありがとうございました。なお、この別紙資料はご説明後回収させていただきますのでよろしくお願い申し上げます。それでは、表紙をめくりまして1ページ目「小学校校長」から説明いたします。表の見方ですが、表1行目中央の一次合計と書かれた欄に、一次試験の得点を記載しております。その右側の2次試験、面1から面6までの欄には、それぞれの面接官が10点満点で評価した面接点を記載しております。さらに右、調書の欄には、市町教育委員会が行う評価を記載しております。二次の合計点は、一次試験の1/10の得点と、2次試験面接の面1から面3までの合計点、面4から面6までの合計点を2倍にした得点、市町教委評価5点満点を2倍した得点を合わせた130点満点となります。表の一番右が合計の欄であります。この合計点の上位者から順に並べております。それでは、名簿登載者の説明をいたします。まず小学校校長ですが、登載

予定者数は36名です。順位で36番目の者は、2ページの上の方にあります。合計点は95点です。次の36番目から38番目の者まで、同じ95点となっているため、予定より2名多い38番目までの者を合格とします。次に中学校校長です。3ページをお開きください。登載予定者数は28名であります。順位で28番目の者の合計点を確認ください。94点となっております。次の29番目の者とは1点の差がありますので予定どおり、28番目までを合格者とします。次に小学校教頭です。5ページをお開きください。登載予定者数は55名です。順位55番目の者は、次の6ページの下の方になります。順位で55番目の者の合計点は、83点となっております。次の56番目の者とは2点の差がありますので予定どおり55番目までを合格者とします。最後に中学校教頭です。8ページをご覧ください。登載予定者数は39名です。順位39番目の者は、次の9ページの中ほどになります。次の40番目の者とは5点の差がありますので予定どおり、39番目までを合格者とします。定例教育委員会冊子1にお戻りください。小・中学校全体の結果を、「2 選考試験結果」に示しております。そこで、今年度の教頭試験については出願資格を見直し、経験年数、年齢制限を撤廃するとともに、一次試験において論文試験を廃止したところです。管理職員選考試験については、ここ数年の特徴として教頭試験の受験者が前年度より50名近く減少する傾向にあり、昨年度は前年度比で54名減じたところでしたが、今年度は32名減にとどまったところです。義務教育関係では40代、30代後半の教員が少ない層となっており、今後も教頭職受験者の減少傾向は続くものと捉えており、各市町教育委員会、各小中学校長と情報共有し、1人でも多くの教職員の積極的な受験について働きかけていきたいと考えております。この中であって女性教職員の合格者数については、校長職に11名、教頭職に26名、計37名と昨年度を上回る数の結果を得ることができました。これからの女性管理職の増加を図るためには教頭になる職員を増やす必要がありますが、今年度の女性教頭の合格率を申し上げますと、小学校が29%、中学校が26%とその割合も年々増えてきております。今後も教頭職の受験に向けて、管理職員としての資質向上を図るために早い段階から各種主任等の経験を積ませ、学校運営に参画する意欲と学校運営に参画する意欲と能力のあるミドルリーダーを長期的視点に立って育成するとともに、管理職、特に教頭の働きがい改革を推進し、女性に限らず、すべての職員が、管理職はやりがいのある仕事であると実感できる職場環境づくりに努めてまいります。以上で説明を終わります。

<p>質 疑</p>	<p>(廣田委員)  ただ今の報告に対し、御意見、御質問等はありませんか。  私からよろしいでしょうか。面接委員が面1から面6までありますからね。この人たちの顔ぶれってというのは、教育関係者だけということじゃないんですよね。どういう顔ぶれになってるのか、わかったらちょっと説明をお願いします。</p> <p>(谷口義務教育課人事管理監)  6名おりますけども、人事を担当している職員、それから教育委員会関係者で構成をしております。外部の方はおりません。</p> <p>(廣田委員)  外部の方をなぜ入れないんですかね。</p> <p>(谷口義務教育課人事管理監)  校長の昇任にあたっては選考で行うということが教育公務員特例法で定められておりまして、その選考は任命権者である教育委員会が行うとなっておりますので、その法に従い教育委員会が責任を持って、面接を行っているということでございます。</p> <p>(廣田委員)  法律は法律でわかるんですが、最近の世の中の流れを見ていくと第三者の意見というんでしょうか、内部だけでやるのではなく、例えば外部の民間企業に携わっている方などを1人くらい入れて、そういう見方からこの人がその管理職として適切なのかどうか判断する視点というものも必要じゃないかと思いますが、そういった点についてはどうですか。</p> <p>(谷口義務教育課人事管理監)  委員がおっしゃるように候補者の適正、能力、実績など、その職にふさわしいかどうかというのを、その能力を図っていくために、外の視点と言いますか、いろいろな社会経験を積んだ方の視点というのも、必要である場合もあるのではないかと考えております。その点につきましては、今ご指摘がありましたので、今後研究をさせていただきたいと考えております。</p> <p>(廣田委員)  教員採用試験については、そういう視点で入っていたと思います</p>
------------	--

が、それは間違いないでしょうか。

(谷口義務教育課人事管理監)

教員の採用につきましてはそのような視点で外部の面接官にも入っていただいているところであります。

(廣田委員)

なぜそう思ったかと言いますと、面接の点数を見るとやはり人の視点はその人それぞれで大分変わるんだなと感じたからです。今後の検討材料にさせていただきたいと思います。何か他にありますか。

(伊東委員)

説明の中で女性の比率が非常に上がってきているというお話でした。そこでお尋ねしたいのは、教員全体で女性の数が上がってきていることと比べてどうなのかということです。管理職における女性の比率はその教員全体で女性の数が上がっていることに比例しているのか。管理職の女性の比率は、全体の女性の増加よりももっと大きくなっているのかというのがお尋ねの1点目です。もう1点は倍率について男女間の差というのはどうだったのか、教えていただきたいと思います。

(谷口義務教育課人事管理監)

最初のお尋ねにつきましては、女性の教職員の割合は、近年は5割から6割となっております。小学校で6割程度、中学校で5割程度が女性の教職員でして、この割合は近年ではあまり変わらないところです。ですので全体の割合は変わらずに、女性の管理職の受験者の割合は増えていっているという傾向にあるということが言えるかなと思っております。

(伊東委員)

その全体数からするとやはり管理職の比率としては、男性よりは現在女性が少ないということですか。

(谷口義務教育課人事管理監)

そうです。合格率について先ほど申しましたけれども、やっと30%に届くかという状況ですので、受験者数も男性に比べれば少ないという状況になります。それから教頭の女性の受験者の倍率というところについては、そこまでは出しておらず全体のこの倍率で出してお



りますので、後程数値を出しまして、報告をさせていただければと思っております。

(伊東委員)

ありがとうございます。

(廣田委員)

他にありませんか。ちょっと関連して私からですが、長崎県の女性の名簿登載者数というのは九州各県と比べると非常に劣っているというデータが昔は出ていたような気がします。そういうデータがもしあれば、教えていただきたいと思います。今じゃなくていいですけど。

(芹野委員)

一次試験はどのような試験内容なのかというのが1つと、面接委員によって点数が1掛けや2掛けがあるようですが、その違いはどのようなものがあるのか教えていただいてもいいでしょうか。

(谷口義務教育課人事管理監)

まず1つ目の試験の内容についてのお尋ねですが、教頭の一次試験は筆記試験になっております。昨年度までは論文試験もありましたが、論文試験は今年度から廃止しております。校長試験につきましては、これまでどおり論文という形をとっております。それから面接委員による配分の違いについてですが、これは責任ある職の面接官の方の得点の配分を多くしております。また面接は6人全員で行うわけではなく、部屋を2つに分け、1部屋につき3人面接委員がおりまして、部屋ごとに配分を変えているというところであります。

(芹野委員)

もちろん公正にされていると思いますが、配分だけ見ると配分が高い面接委員次第だという感じがしますので、これが公正なのかどうかということについては、先ほど廣田委員がおっしゃったように客観的な視点を入れるとすればどこなのかということ踏まえて、今後見直せる範囲があればその都度見直すということをしてください。また最終的にはこの1点差で受かったり受からなかったりということがありますので、この境目のところは点数差がないなと思いますが、ここについてはこの試験の方式を変えるだけで結果が全く変わってくるということになると思いますので、おそらくその受ける人自体は変わらないのに、試験の配分の違いだけで合否が違うものになるという

<p>報告事項（３）</p>	<p>ことですので、これが公正もしくは正当なのかどうかというのは都度都度見直す必要があるということは感じました。</p> <p>（廣田委員） 今の芹野委員の視点は非常に大切な視点なので、今後の選考方法を改める際には、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>（芹野委員） もう1点すみません。同じ点数の受験者が複数いて、予定人数を超えて多く合格を出されているようですが、この方々は結果的にどうなるのでしょうか。</p> <p>（谷口義務教育課人事管理監） これはあくまでも校長の名簿登載者ということになります。登用につきましてはその名簿に登載された方から登用していくという形になります。ですからそこで来年の春に登用されるのか、まだ名簿登載のままなのかということ、市町教育委員会ともご相談をさせていただきながら、決めていきたいと思ひております。</p> <p>（廣田委員） 他に質問ありませんか。その他ご質問等がなければ、続いて報告事項（３）について説明を願ひます。</p> <p>（谷口義務教育課人事管理監） 定例教育委員会冊子3の13ページ、報告事項（３）「令和6年度公立小中学校校長特例任用選考試験の結果について」をご覧ください。次年度より導入することといたしてあります校長の特例任用について9月6日、8日に選考試験を実施いたしました。その結果についてご報告いたします。まず、令和5年度末までに60歳となる管理職員については、いわゆる役職定年制により教諭に降任することとなっております。一方、先ほど管理職員選考試験の結果の報告の際にお知らせをしましたが、本県におきましては、管理職員選考試験、特に教頭職の受験者減により、校長等の管理職員が要員補充できない状況が見込まれることから、今年度末に役職定年となる校長のうち、引き続き校長としての任用を希望するものについて、面接による選考を行うことにしたところがございます。それでは、選考結果をご説明いたしますので、別紙配布資料令和6年度長崎県公立小中学校校長特例任用選考試験データをご覧ください。突合にあたりましては、芹野教育委員</p>
----------------	---

質 疑	<p>         様にご協力をいただきました。ありがとうございました。なおこの別紙資料は、ご説明の後に回収させていただきますので、よろしく願いいたします。表紙をめくりまして、1ページ目、校長を小学校校長からご説明をいたします。表の見方についてですが、中央部分に面接での評価、市町教育長の評価等を載せており、その合計点を合計の欄に記載をしております。次に中学校校長についても同様の記載でございます。なお、名簿は受付番号順に記載をしているところでございます。それでは、冊子1の13ページ、報告事項(3)の25ページに戻っていただければと思います。選考結果をご覧ください。校長特例任用選考試験については、小・中学校各12名の計24名が出願し、24名全員を次年度も校長として任用することといたします。今後も持続可能な学校運営に向けて、管理職員の確保に努めるとともに、校長の特例任用については、教頭受験者の状況を踏まえ、今後活用をして参りたいと思っております。以上、説明といたします。       </p> <p>         (廣田委員)          ありがとうございました。何かご意見ご質問等ございませんか。それではまた私からいいですか。今回12名が希望して、これまでは普通の教員として勤務するという形だったのが、この希望した12名は12名とも引き続いて校長として勤務できるということだろうと思うんですが、来年校長を定年になる人で、希望しなかった人の数はどのくらいいるんでしょうか。相当数いるんでしょうけど、たった12名しか希望しなかったということですか。       </p> <p>         (谷口義務教育課人事管理監)          今年度末に役職定年になる校長先生方は、小学校で47名、中学校で42名おられます。その中で特例任用を希望された方は先ほどのそれぞれ12名ずつということですが、その他にも定年前再任用短時間制度ができましたので、そちらを希望される方やまたは臨時的任用職員、非常勤職員を希望される方々でございます。退職を希望されている方については、現時点の数ですが小学校で14名、中学校で10名、それぞれ割合で言いますと小学校が29.8%、中学校が23.8%で小中合わせて27%の方が退職を希望されています。       </p> <p>         (廣田委員)          今の数字を聞いていると管理職というのは過酷な仕事なのか、あまり面白くない仕事なのか、いろいろな考え方ができると思いますが、12名という数字がものすごく少ないような感じがしました。中には       </p>
-----	--

もう長時間勤務するのは嫌だから、短時間の勤務でやっていきたいという人もいたんだろうと思いますが、そういった分析はどうしていますか。確かに管理職は過酷な仕事だろうとは思いますが、夢のある仕事でもあったのではないかと思います。この人数を少ないと見ますか、多いと見ますか。

(谷口義務教育課人事管理監)

この校長の特例任用は、希望された方すべてが引き続き任用されるという制度ではなく、管理職として足りない数を、特例任用の校長先生方をお願いをするという制度です。来年度の特例任用でお願いする数を8月にお示しをさせていただき、教頭の選考試験が7月の末に終わりますのでその状況を見て、小学校で15名、中学校で25名ほどお願いをしたいと思っておりました。先ほど申し上げましたように校長先生方は退職者数を見て、自分の地区の状況も見ながら手を挙げていかどうかご判断されて、周りの様子も見ながら手を挙げられたのではないかと考えております。またこの制度は今回が初年度ですので、どのような状況になるかわからない中で、手を挙げてくださった方が多いのではないかと考えております。もちろん数が増えれば引き続き校長職を務めていただく方が多くなるのではないかと考えているところです。校長先生方の中には、自分は初めから一教員として授業をやることに戻りたいと言う方もおられますので、それはそれぞれおられるのかなと考えているところでございます。

(廣田委員)

今の話によると、来年は管理職の人数は、当初の見込みより少ないということですね。これで困ることはないんでしょうか。

(谷口義務教育課人事管理監)

そこはある程度余裕を持って名簿登載をさせていただいておりますので、今年度の特例任用の人数は12名ずつですが、管理職の数に影響はございません。

(廣田委員)

もう1つお尋ねしますと、教頭で辞める人もいるだろうし、事務長も管理職になるかと思いますが、そういう人たちにこういう特例任用制度はないんでしょうか。

(谷口義務教育課人事管理監)

長崎県では、今のところの校長だけを特例任用にしております。もちろん他県では教頭を特例任用する県もありますが、本県での必要性は今のところないと判断をしております。

(廣田委員)

事務長に関しては、管轄外でしょうか。後ほど確認して教えてください。

(嶋崎委員)

退職希望が小学校で14名いらっしやって、中学校では10名いらっしやるということですが、理由は何でしょうか。

(谷口義務教育課人事管理監)

その部分を我々も調査をしなければならないと思っているところです。今人事作業を行っておりますが、次年度の教職員の定数で足りるのか足りないのか、また、人手不足ということに学校が大変困りますので、場合によっては退職を希望されてる校長先生方にも、これからお声掛けをさせていただければと思っているところです。理由につきましては今後調べさせていただきたいと思います。

(嶋崎委員)

これから定年延長が2年で1年ずつやっていきますよね。民間も65歳や70歳で退職となるので、60歳で退職してどうするんだろうかと思っています。だから根本的な理由が何かあるのかなと思っていますが、例えば降格になるからだとか、他に何かあるのかわかりませんが、ただ仕組みとして、何かやっぱり問題があるということになるのではないかなと思っていますが。

(谷口義務教育課人事管理監)

委員がおっしゃるように60歳以降は給与の7割になるということもありますし、ちょうどその年代は自分の親のお世話をしなければいけないという方も大変増えております。そういった家庭の状況等も鑑みての判断であろうかと思いますが、いずれにしてもその部分が主な理由となっているのかということからはしっかり分析をしながら、できるだけ引き続き教職を務めていただけるよう、環境整備が必要であればその環境づくりに努める必要があるのではないかと思っております。

(芹野委員)

特例任用された方々は、給料はその7割にはならないという認識でいいですか。

(谷口義務教育課人事管理監)

特例任用の方も7割です。校長職の7割の給料です。

(芹野委員)

これは決めごとだと思いますので、県や我々教育委員が言っても、いかんともしがたいことだとは思いますが、一般的に就業の原則から言えば、同一労働は同一賃金だという大原則があるので、仕事が変わらないのに収入だけが減るとするのは、これはちょっと問題かなと思います。このことについてはもっと広い地方公務員法や給特法の中での縛りかもしれないので、ここで言ってもどうにもならないことなのかもしれませんが、課題としてはずっと持って上申していかれた方がよろしいかなと思います。やはりずっと同じ仕事をするのに給料だけが減るのはどうなのかと感じます。

(廣田委員)

今の意見は、同一労働同一賃金という原則があるということですので、これについて学校の先生方の場合もそういう条件になるのではないかという視点も持った方がいいのかもしれないですね。

(嶋崎委員)

定年延長になっていくということは、これは定年が60歳から61歳になって、その61歳で給与が2割カットや3割カットという仕組みに今後なっていくのでしょうか。これは課題だと思いますね。

(谷口義務教育課人事管理監)

委員がおっしゃるとおり61歳の次年度から7割になり、定年が年次でどんどん延長されていきますけれども、65歳まではそのような給与の仕組みになっております。

(森委員)

この特例任用をされた先生方は、任期は1年なんですか。毎年こういった選考をやっていくということになるのでしょうか。

(谷口義務教育課人事管理監)

次年度は61歳が定年退職になりますので、次年度については1年間ということになります。現在59歳のものは定年退職の年齢は62歳になりますので2年間です、以降少しずつ伸びていくということになります。

(森委員)

1回受ければそれでいいということでしょうか。

(谷口義務教育課人事管理監)

そうですね。例えば65歳が定年だとした時は、60歳の時点で特別任用選考試験を受けまして、任用が決まりましたら、当然1年ごとの再任という形になりますが、再任を妨げないという決まりになっておりますので、65歳までは校長ができるということになります。

(森委員)

そうした時に、先生たちには異動があるかと思いますが、毎年その異動の対象になるということでしょうか。例えば勤務先が1年で終わるってということもありうるということでしょうか、それとも今勤めているところでもう1年勤めるという仕組みでしょうか。保護者側からすると、1年で校長先生が変わるというのはとても中途半端で、せめて2年3年は勤めてほしいというのが私たちの保護者の認識なんです。そこに対する配慮はあるのか、それともフラットな状態で他の校長先生と同様に異動を考えていくのか。その考えがもし決まっていれば教えていただきたいです。

(谷口義務教育課人事管理監)

もちろん1年ですので、今おっしゃるような心配は保護者、子どもたちはもちろんのこと、教職員も持っているところであります。そういったことについては十分配慮をしながら、人事異動の発令は3月ですのでその時点までは申し上げることはできませんけども、十分配慮していきたいと思っております。

(廣田委員)

報告事項(4)

他にございませんか。御意見、御質問がないようですので、次の報告事項(4)について説明をお願いします。

(田川高校教育課長)

冊子1、14ページ報告事項(4)「令和7年度長崎県公立高等学

校入学者選抜制度改善の具体的内容について」ご報告をいたします。資料の説明の前に、入学者選抜制度の改善につきましては、7月の定例教育委員会の折に大枠をご提案させていただきましたが、再度簡単にその仕組みを説明させていただきます。現行の入試制度におきましては、前期・後期の2度の受検機会がございましたけれども、今回の改善ではそれを一般選抜として一本化し、その代わりに文化・スポーツなどの特色ある生徒を主に実績と面接で選抜いたします、特別選抜制度を実施いたしますとともに、一般選抜で残念ながら不合格になった生徒には、再度チャンスを与えるチャレンジ選抜を実施するというのが今回の枠組みでございます。7月の定例教育委員会以降、その細部にわたり検討いたしましたので、本日も報告をいたします。

それでは14ページの資料に沿ってご説明をいたします。まず「1 実施日」についてですが、特別選抜につきましては、1月28日火曜日、一般選抜は2月18、19日、チャレンジ選抜は3月12日に実施いたします。別冊の参考資料の1ページには、出願期間や合格発表など、その詳しい情報を掲載しておりますので、ご参考までにそちらの方をご覧ください。次に「2 一般選抜の検査問題の例及び除外範囲について」です。検査問題につきましては(1)に記しておりますように、各教科の基礎的、基本的な内容だけでなく、思考力、判断力、表現力を多面的な視点で出題することとしており、さらに今回は探究的な学びの要素を取り入れた内容も2割程度含めていくこととしております。なおサンプル問題につきましては、後程ご説明をさせていただきます。(2)につきまして一部の範囲を除くとしておりますが、これは現行制度に比べまして一般選抜の日程が2週間ほど早くなることから、学力検査等の出題範囲について学習指導要領に基づき、中学校修了課程とした上で、各教科除外範囲を設けております。詳細は参考資料の2ページをご覧ください。続きまして「3 調査書の変更等」についてです。参考資料の3、4ページをお開きください。4ページはこれまでの調査書の様式でございまして、3ページが今回の改訂版ということになります。4ページのこれまでの方は縮小して掲載しておりますが、これまでB4サイズでございましたものを今回A4サイズのコンパクトな様式に変更いたしまして、必要な情報の重点化を行い、中学校の先生方の負担軽減を図ることいたしました。資料14ページにお戻りいただいて、調査書の評価につきましては、5段階の評定になりますが、その評定のみならず、学びの過程を重視する観点から、観点別学習状況として調査書の中に評定以外に細かくそれぞれ観点別の評価をする欄がございますけれども、その中で主体的に学習に取り組む態度という項目でございます。その項目を他の項目より



も比重を高めて評価することといたしました。さらに不登校の生徒が増加している現状を踏まえまして、一部記載方法を変更することといたしました。少し細かい話になりますが、その不登校生徒が不利にならないようにという点につきましては、現在不登校等で欠席日数が多い生徒につきましては、他と異なる評価をするということで、5段階の評定に括弧をつけて調査書に記載するという形をとっており、そして評定の合計欄には斜線を引くというルールになっております。しかしながら、先ほど申し上げましたように、不登校の生徒が増加している状況を考えましてそうした生徒の不安を軽減するために、評定に括弧を付した場合においても、評定の合計欄には合計点を記載するという形に変更しております。続きまして「4 チャレンジ選抜制度の実施予定校について」です。参考資料の5ページをご覧ください。対象は主に離島半島の少人数の実施校としております。なお、一般選抜の結果定員が充足している場合には、チャレンジ選抜を実施しないものいたします。受検上の学区の取り扱いは県全域といたします。また県外からの受検についても可能とする予定にしています。志願資格は公立高等学校の合格者となっていない者で、一般選抜で受検した学校には志願できないものいたします。

それではサンプル問題についてご説明をいたします。お手元にお配りしておりますサンプル問題をお開きください。先週国際的な学力調査でありますPISAの結果が公表されました。PISAの問題の特徴は思考力や応用力といったことを問うているところでございます。PISAあるいは学習指導要領で、例えば数学などでは、日常生活や社会事象を数理的にとらえて解決する力を重視しているといったところで、今回のサンプル問題も学習指導要領や、国際的な学力調査のPISAの観点を踏まえましてサンプル問題を作成いたしました。表紙をご覧ください。この表紙には今回のサンプル問題の作成方針を記載しております。その下に丸印で3点、こういう問題を作成しましたということを掲載しております。その部分を少し読み上げますと、学習内容と日常的な事柄や出来事との繋がりを持たせ、学んだことを実用的に活用して答える問題、単に結論や結果のみを問うのではなく、結論を導くための方法や、課題解決に向けての方法を書かせるなど、学びの過程に着目した問題、各教科の見方・考え方を働かせながら与えられた情報をもとに、問いを立てたり根拠を明らかにして、自分の考えをまとめる問題、こういった問題を中心に各教科で検討してサンプル問題を作成いたしました。簡単に教科ごとにご説明させていただきます。

1 ページを開いていただきまして、まず国語の問題です。ページの

上に出題のねらいを書いておりますけれども、最近の学習指導要領では2行目にあるように決まった答えのない問いに対して、互いの発言を踏まえながら、合意形成に向けて考えをまとめたり広げたりする力を育成するということが記載されています。そういった力を試すような問題という形で、今回新聞の写真を掲載し、クラスで討論しているという状況の中で、自分の答えを書かせていくという問題になっております。右側の次のページに解答例を記載しておりますが、問2にありますように、答えとして想定できるものが複数ありまして、これも答えが1つに定まっていない問題を自由に自分の考えで書かせるという問題になっております。

次のページをお開きください。次は数学になります。先ほど申し上げましたように、学校の学びと日常生活を結びつけていくということで、ここでは夏祭りの電球が何個あるのかを、数学的な思考でもって考えていくという出題をしております。この問題については一番下のところを見ていただきますと、Bが「その通り、全部で181個使われてるね」とありますが、今までであればこの181という数字を答えさせていましたが、それまでに至る過程を回答させ言語表現を試すような問題と組み合わせるという事例でございます。また解き方も複数考案できますので、そういったところも問うている問題です。

続きまして、英語の問題です。英語の問題につきましても身近な場面を想定していきながら、どんな言葉をかけていくのか、これも複数の声の掛け方がありまして、複数の答え方が出てくる問題になっておりますし、また、自分が考えたことや感じたこと、そういったことを、自由に英語で書くということをここでは求めている問題です。

続いて社会です。社会では、複数の資料や図版をもとに、いわゆる探究的な問題として、問1では問いを立てることを問いにしている問題です。資料をもとに課題を設定するという問題ですし、問2は問1で立てた問いに対して、自分は資料を根拠にどのように考えるのか自分の考え方を述べさせるという問題になっています。

最後に理科の問題です。これは7月の段階でお示しをしたものですが、実験の結果ではなくて実験の過程や方法を考えさせることで、今回探究的な問題として出題しております。こちらのサンプル問題につきましては本日が定例教育委員会でございますので、明日以降中学校の方で生徒に向けて説明ができるように、今回の改善の趣旨等も踏まえてこれまで中学校や市町の教育委員会にも丁寧にご説明してきたところです。説明は以上です。

<p>質 疑</p>	<p>(廣田委員)</p> <p>ただいまの説明に対して何かご意見、ご質問等ございませんか。私からいいでしょうか。今回の制度改善で私が一番気にしてるのは中学校側の反応です。今までに十分説明を尽くしているということでしたので、少し安心しましたが、中学校を回りながら中学校が危惧している面がないのかというのが1点目のお尋ねです。それからもう1つはチャレンジ選抜実施案が参考資料5ページにあります、その一覧の中に島原高校が入っていて、規模が大きい進学校は島原高校しか入っていないようですが、例えば長崎東とか長崎西といったそういった学校が定員不充足になった場合には、定員を空けたままではいけないと思います。公立高等学校というのは県民の税金でできている学校なので、そこに定員があるのに不充足となるのはいけないのではないかと、だからチャレンジ選抜してでも、定員を埋めるという原則を貫かないといけないのではないかと思います、その2点について回答をお願いします。</p> <p>(田川高校教育課長)</p> <p>まず2点目のご質問から回答いたします。今回チャレンジ選抜に島原高校が入っていて、仮に長崎5校が欠員となった場合にどうなのかというお尋ねですが、これにつきましてはこの制度を構築するに当たって私立高校側とも協議を行っておりまして、長崎5校の不合格者が一部私立高校に行っている状況もございますので、その点については公私立間の定員問題と絡めて協議を行っておりまして、なかなか長崎市内の普通科高校の不合格者に再募集制度をかけていくということは向こう側の理解が得られないような状況があります。次に1点目の中学校側の反応ということですが、現行制度の状況につきましては丁寧に聞き取りを行いまして、例えば調査書の変更については中学校からの要望をくみ上げた形になりますし、懸案事項ということも、これまで上がっておりました。例えば、2月の第3週に一般選抜が終わりますので、それから卒業式までどういったことをやるのかというお問い合わせやそれから試験が2月の第3週ということで、試験範囲はどうなるのかというお問い合わせもありまして、そういうことに対しも1つ1つこちらの方で検討いたしまして、丁寧に説明しながら今回の制度を構築してきたところです。</p> <p>(廣田委員)</p> <p>最初の回答の方は、確かに私立の気持ちはわかります。定員を確保したいという考えはわかるんですが、保護者の観点からいけば、例え</p>
------------	---

ば長崎西高を受けて不合格だったけれども、次のチャンスで長崎南高に入れたら行きたいんだってという生徒は結構いると思うんですね。ですからその辺はやはり保護者の観点に立てば公私立の綱引きということではなくて、引き続き公立と私立で話をしながら保護者の意見を大事にするような視点でやっていってほしいと思います。それから、PISAの問題の話が出ましたが、前回から比べたら今年の日本のPISAの結果は結構よかったですよね。私も新聞紙上での論評しか読んでないんですが、コロナ禍のせいで良くなったと書いてある新聞もありましたが、私はそうではなく、それなりに学生の力がついてきていると思います。今回の問題を見たら、数学の問題にしても非常にいいと思います。ですからこういう問題を、回答例がいくつもでてますが作るのは大変ですよ。こういう問題は学校が作るのも大変だと思いますので県教委が作っていくのだと思いますが、そうすると指導主事さんが大変になりますが、しっかり頑張って子どもたちを育てていていただきたいと思います。他にございませんか。

(森委員)

ちょっと所感ですので、回答が出るかどうかわかりませんが、チャレンジ選抜校として名前が載っている学校というのは生徒も受験前に知ることができる状態であるという認識でいいのでしょうか。そうであれば、例えば佐世保の場合今までだったら、事前の倍率を見て、佐世保工業が無理だから鹿町工業を選択していたような子についてチャレンジ選抜があるから、チャレンジ選抜でまず佐世保工業を受けてみて不合格であれば、鹿町工業を選択しようという子、そういう意味でのチャレンジをする子ももしかしたら出てくるのではないかと思います。それが問題なのかどうかという部分はちょっとわからないんですが、どうなんですか。

(田川高校教育課長)

今、森委員がおっしゃられましたことは危惧する声として高校側から上がってきていたところ。特に離島部の高校からは、そういったことから、ますます島外への受験が加速していかないかという懸念もございまして。このことについては、そういう懸念があった高校からは丁寧に中学校や保護者やあるいは地元の市教委にじっくりご相談くださいと、それでもって島外に出ていくような状況があつて、その地域でチャレンジ選抜というのは該当校じゃない方がいいということであれば、そうご判断くださいと。ただし、やはり中学生のために権利を与えて、やはり地元の学校でもということであれば、そういう

制度がやはり必要だということであれば、該当するということですね。これもご相談があった学校では、地元としっかりと保護者や、そういったところと協議をしていただいて、そして、今回この該当校ということで、手を挙げていただきたいと、そういう経緯がございます。

(森委員)

保護者の視点から立つと、最初からこっちに行きなさいと言わずにチャレンジさせる選択肢が増えるのは、すごくありがたいなという部分はあるんですが、逆に思っていたことと違う結果が学校側に影響として出るような選抜体制になるのでは、ちょっと難しいところかなと感じました。

(廣田委員)

他にありませんか。

(芹野委員)

先ほど説明がありました5教科すべてに、いずれも全体の2割程度を探究的な学びの要素を入れる必要性というのはあるんでしょうか。

(田川高校教育課長)

やはり私どもとしては特定の教科だけではなく、探究的な学び、つまりみずから課題を見つけてそれを解決していくという姿勢を養っていくためには、これは特定の教科だけではなく、すべての教科でそういう資質を養うべきものだという考えですべての教科で導入することとしました。

(芹野委員)

私が内容を簡単に見て自分なりに回答を考えた時、割と国語力が求められているなと感じました。どの教科についても国語力に長けている生徒が、その2割の部分は特に加点されやすいのかなと思ったときに、理数系が得意な生徒と、国語、英語が得意な生徒と結構特色があったという感じがしますので、全教科にこういう国語的な要素を入れることによって、かえってそういった突出した子達を見つけにくくなることはないのかという懸念があるんですが、その点はどうでしょうか。

(田川高校教育課長)

芹野委員がおっしゃるとおりで、先ほどPISAの話をしていただき

	<p>たけれども、数学や化学でも読解力がベースになっておりまして、根底には読解力が必要だという試験の傾向は、日本の大学入学共通テストも同様の作りになってきております。理科でも、数学でも社会でも問題冊子が分厚くなってきており、相当量の文章量を読み込まないといけないといった傾向は、どの試験も同様の問題だと思っております。そういったことからPISAの結果が読解力は3位、数学は2位でしたが、読解力の3位の方が大きく取り上げられたということは、そういったことも背景にあるのかなと考えております。</p>
報告事項（5）	<p>（廣田委員） よろしいでしょうか。ご質問等がなければ次の報告事項（5）について、説明をお願いします。</p> <p>（田川高校教育課長） 資料15ページ報告事項（5）「高校生の活躍について」ご報告いたします。今回ご報告いたしますのは、高校生ものづくりコンテスト全国大会の結果になります。電子回路組立部門において、長崎工業高等学校情報技術科2年の稲形将也さんが優勝し、厚生労働大臣賞を受賞いたしました。この大会は11月11日から12日に九州地区を会場として実施されました。各部門全国9ブロック及び開催地区の代表が出演しております。長崎工業高校は全国大会での優勝は今回通算6度目になります。また、電子回路組立部門は昨年に引き続き2連覇となります。昨年度と優勝した生徒は現在県内の企業でシステムエンジニアとして活躍しております。なお、長崎工業高校は本大会までの大会入賞者が通算26人となっており、2位以下を大きく突き放して、入賞者の実績としまして全国1位の実績となっております。報告は以上です。</p>
質 疑	<p>（廣田委員） ただ今の報告に対してご質問等ございませんか。 この電子回路部門での優勝という結果は非常に素晴らしいことだと思います。そこで例えば半導体の部門や高校生のうちで半導体を学ぶような学科は長崎にはあるのでしょうか。</p> <p>（田川高校教育課長） 半導体そのものを学ぶ学科というのは設置しておりませんが、現在そういった先端技術産業が長崎に進出してきているということを踏まえまして、工業高校を中心にそういった学びを取り入れていくよう</p>

議 報	<p>な動きがございます。</p> <p>(廣田委員)        気になっているのは、九州で言えば熊本や長崎に、例えば京セラやソニーなどの半導体の工場が進出してきていますので、今後はそういう人材を育てていかないといけないと思います。他県はそういう半導体関係の学科は作っているのでしょうか。例えば、熊本県にはあるんですか。</p> <p>(田川高校教育課長)        熊本県にも特段の専門学科を作っているということはございませんが、しかし数千億円の教育予算を投じまして、専門学科というよりも、半導体の基礎的な学びを取り入れていくなどといった幅広く教養レベルで学んでいくということを熊本でもやっておりますし、本県では、今後情報学科の新設を目指して計画をしているところでございます。</p> <p>(廣田委員)        その部分は早めに手を打っていただいて、やっていかないと、特に長崎工業は非常に優秀な職業人を育成していますので、こういった学校にそういった学科を早めに作っていただいて、遅れないようにしていただきたいと思います。今回報告があった活躍は素晴らしいと思いますので。</p> <p>他に質問ございませんか。なければ、以上で報告事項を終了いたします。次の議案審議から非公開で行いますので、報道関係者の方は退席をお願いいたします。</p> <p>(別紙議事録)        (別紙議事録)</p> <p>17時35分、本日の会議を終了</p>
--------	--